

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告示

ページ

○国土調査の成果の認証(二件)	(地域復興支援課)	一
○認証食品の認証	(食産業振興課)	二
○家畜伝染病の発生	(畜産課)	二
○県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定める土地の指定	(農村整備課)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	二
○漁場計画の決定	(水産業振興課)	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	四
監査委員		
○包括外部監査の結果に基づく措置の公表(三件)		四
収用委員会		
○常磐自動車道真庭事件公示送達		一〇
正誤		
○宮城県公報第二四〇〇号中		一〇

告示

○宮城県告示第九百六十九号
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十四年十二月二十五日

宮城県知事 村井嘉浩

一 調査を行った者の名称

仙台市

二 調査を行った時期

平成二十二年年度から平成二十四年度まで

三 成果の名称

仙台市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

仙台市泉区上谷刈字向原、同字窪、同字小堤、同字鳥谷、同字平田、同字橋元の一部、七北田字

念仏の一部

五 認証年月日

平成二十四年十二月十九日

○宮城県告示第九百七十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を

認証した。

平成二十四年十二月二十五日

宮城県知事 村井嘉浩

一 調査を行った者の名称

白石市

二 調査を行った時期

平成二十年度から平成二十二年年度まで

三 成果の名称

白石市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

白石市越河五賀字荻久保、同字荻久保南、同字乙森、同字上卯東野、同字小和田、同字小和田脇、

同字下卯東野、同字台北、同字台畑、同字台前、同字鶴巻田、同字中町、同字中屋敷前、同字八幡、

同字見明前、白石市斎川字愛宕山、同字荒井、同字荒屋敷、同字荒屋敷北、同字伊具田、同字大石

原、同字亀井、同字小萱、同字小萱南、同字山道、同字箱山、同字中森屋敷、同字中屋敷前、同字

七色木、同字西田、同字西明堂山、同字入道前、同字馬牛、同字馬牛端、同字原前、同字原屋敷、

同字原脇、同字已待前、同字南沢、同字山神前、同字西山

五 認証年月日

平成二十四年十二月十九日

○宮城県告示第九百七十一号
宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年十二月二十五日

一 認証食品
宮城県知事 村 井 嘉 浩

百二十	乾めん類	株式会社さきちみ製麺 代表取締役 吉見光宣	株式会社さきちみ製麺	白石市字本町四十六番地
認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地

二 認証年月日

平成二十四年十二月十八日

○宮城県告示第九百七十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十四年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 家畜伝染病の種類
ヨ―ネ病
- 二 畜種
牛（黒毛和種）
- 三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数
患畜 四頭
- 四 発生の場所又は区域
大崎市
- 五 発生年月日
平成二十四年十二月十四日
- 六 患畜の取扱い
法令殺

○宮城県告示第九百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業玉浦中部地区について樹立する換地計画に関し、次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成二十四年十二月二十五日

地積を特に減じて換地を定める土地
宮城県知事 村 井 嘉 浩

市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積㎡	特に減ずる地積㎡
岩沼市	早股	北谷	五・一	田	田	六三二	二・三六
同	同	同	六・一	田	田	六三三	一九・七
同	同	同	七・一	田	田	六六四	四四・三一
同	同	同	八・一	田	田	六九七	七三・七七
同	同	同	九・一	田	田	七五一	一〇五・六八
同	同	同	〇・一	田	田	七九一	一四三・七九
同	同	同	一・一	田	田	七八七	一六九・九二
同	同	同	二・一	田	田	八二八	一九二・六五
同	同	同	三・一	田	田	八二五	一七一・四三
同	同	同	四・一	田	田	八三九	二一七・九九
同	同	同	五・一	田	田	八二九	二〇〇・二九
同	同	同	六・一	田	田	八三五	一八八・五一
同	同	同	七・一	田	田	七七七	一六〇・三三
同	同	同	八・一	田	田	七七七	一四四・四五
同	同	同	九・一	田	田	七六七	一一九・一
同	同	同	〇・一	田	田	七三二	九三・七
同	同	同	一・一	田	田	七二六	七三・九二
同	同	同	二・一	田	田	六九一	五〇・一五
同	同	同	三・一	田	田	六四二	一四・一三
同	同	同	四・一	田	田	六七七	〇・五二

○宮城県告示第九百七十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第九百七十六号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第五号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公表の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十五日

宮城県知事 村井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画下水道

2 名称 東松島市流域関連運公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百七十七号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公表の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十五日

宮城県知事 村井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 大和インター周辺地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

監査委員

○宮城県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人を行った平成22年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年12月25日

宮城県監査委員 安 藤 俊 威
宮城県監査委員 菅 間 進

宮城県監査委員 遊 佐 勤 左 衛 門
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

第1 監査結果の報告

平成22年度の包括外部監査の結果（県有財産の有効利用について）については、平成23年3月29日に包括外部監査人から報告があり、同年4月22日付けで公表した。

第2 通知のあった日

平成24年11月14日

第3 包括外部監査の結果に基づき又は結果を参考として講じた措置

2. 県有財産の有効活用に関する方針と施策

番号	項 目	監査の結果及び意見 （Pは平成22年度包括外部監査 結果報告書のページ）	措 置 の 内 容
1	⑥ 「第3期財政再建推進プログラム」の意思決定プロセス ⑦ 県有資産の有効活用に関するパブリックコメントについて 【意見】	今後は、より具体的に物件を開示して、個別的な有効活用についてのパブリックコメントを求めべきであり、現状の閉塞的な状況の打開につながるのではないかと期待する。 （P44）	県ホームページにおいて、処分対象財産の状況を個別具体的に開示しており、電話やメールで問合せがあった際に、活用方法の意見を聴取することとした。

3. 県営住宅の活用状況

番号	項 目	監査の結果及び意見 （Pは平成22年度包括外部監査 結果報告書のページ）	措 置 の 内 容
1	③ 現場視察 ② 現場視察の結果 ④ 指定管理者の管理物件 【意見】	入居住民の立場からは、設備管理のハード業務と入居募集等のソフト業務の管理者が二つに分かれるという状況は非常に不便であり、早急に管理体制を一本化するべきである。 （P65）	平成25年度の管理代行と指定管理の契約更新時期に管理体制を一本化することとした。

5. 県営住宅及び県職員宿舎以外の県有財産の活用状況

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成22年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措置の内容
1	(2) 売却予定の処分対象財産 ② その他の売却予定又は利活用予定の財産 ウ 農林水産部水産業基盤整備課 【意見】	無料駐車場としてフェリー利用者の利用に供されていること自体は、未利用地として広大な更地がそのままにされていることより有意義であると思うが、公平な観点を言えることがないよう配慮が必要である。また、埋立事業の当初の趣旨に照らして、今後も気仙沼市又は漁港関係者に対する売払いの取組を継続すべきである。 (P139)	当該土地は、東日本大震災による地盤沈下の影響で高上工事が予定されており、買受申請の受付については、高上工事後（平成25年6月末目標）からとなるが、工事を完了までの間は、当該土地の売払いについて相談受付等を行うこととした。 また、高上工事後後は、売払いの再開について公募を行い、買受申請の受付を再開して売払いに向けて取組んで行くこととした。
2	(3) 実施した監査の方法 ① 調査対象財産の選定 【意見】	公有財産のうち遊休状態の財産や低利用の財産については、有効活用の可能性を広げる観点からも、県職員を含め、県民の誰が見ても容易に把握できるように、公有財産台帳の機能を見直す、など情報の整理が必要と考える。 (P142)	年1回各部局に対して未利用財産について照会しているが、その際に報告の様式を見直すなど、遊休状態の財産や低利用の財産の情報を把握し、わかりやすく整理することとした。
3	(5) 廃川敷、廃道敷 【意見】	廃川・廃道敷地は、既に公共用に供さない土地であるため、早期の売却又は処分に取り組み必要がある。しかし、狭隘地等の理由により売却等が非常に困難な土地も多い。廃川処理や廃道処理を行う際に、このような土地が県の財産として残らないように処理を行うことが求められるところである。県では、廃川・廃道処理の場合に未利用地の発生抑制に努めているところではあるが、現実には、過去の遺産として残るものも含め廃川・廃道敷地が公有財産として	廃川・廃道の処理により普通財産となった土地の処分については、「財産の交換、譲与等に関する条例」の規定により、譲与できる場合に限られていることから、隣接地権者という理由だけをもって譲与することは現時点では困難であるが、条例の趣旨に合致し、隣接地権者等への譲渡可能なものについては、随時譲渡を実施している。 また、現在でも計画段階で廃川・廃道の発生抑制に努めているところであるが、未利用地の発生を抑制

6. 重要物品の活用状況

4	(6) 処分方針未定の未利用財産 ① 未利用地の個別検討 ア 旧釜房憩いの家跡地 【意見】	平成12年の用途廃止から既に10年あまりの月日が経っている。今般、国の交付金が交付されたことで更地にすることができたものであるが、早期売却への取り組みが引き続き必要である。 (P164)	残りについて、前記条例上譲渡可能な場合には、計画段階から積極的にその活用を検討していくこととした。
1	(3) 重要物品の現地調査結果 ④ 宮城県産業技術総合センターの現地調査結果 【意見】	② 例えば、まずは重要物品について取得時に県事業で利用する最短の年数を設定する、又は一律に取得後5年経過した時点など、一定の活用状況を見直す指標を設定し、設定した指標に合致した時点で、県の事業に有効活用できるか、継続して保有すべきかどうかを再検討することが考えられる。利用方針を再検討する指標の導入について、今後、検討すべきである。 (P207)	平成25年2月に予定されている「物品管理・調達事務でニューラル」の改訂時にあわせ、不用決定の検討を行う指標として「耐用年数の経過」を新たに追加することとした。
2	(5) 今後の重要物品の適切な管理、有効活用を	年度末の定期的な現物照合は重要物品のみに限定して徹底する一方、物品については一定の指標を	県の会計事務に関する職員向け広報誌「ニューズレター」等により、具体的な供用場所の物品管理

<p>推進する上での検討点</p> <p>① 実行可能な重要物品管理のデザイン構築</p> <p>ア 年度末に実施が予定されている棚卸頻度の見直し</p> <p>【意見】</p>	<p>導入し、現物照合の事務負担を軽減し、軽減した事務負担分は有効活用を図る業務に配分することが有益と考える。(P212)</p>	<p>システムへの入力や、それと符合する備品配置図の作成等、効率的な現物照合の方法を周知することとした。</p>
---	---	--

<p>3</p> <p>(5) 今後の重要物品の適切な管理、有効活用を推進する上での検討点</p> <p>① 実行可能な重要物品管理のデザイン構築</p> <p>イ 現物確認を容易にするための工夫</p> <p>【意見】</p>	<p>同時に、登録後の事後的な修正を実施する権限の範囲を限定し、物品管理システムの登録内容の精度を確保するよう改善が必要である。(P212)</p>	<p>平成25年2月に予定されている「物品管理・調達事務でニューアル」の改訂時にあわせ、登録の修正に関する取扱いについて、新たに整理・追加することとした。また、物品管理システム操作研修会や、県の会計事務に関する職員向け広報誌「ニューズレター」により、登録内容の精度確保について周知することとした。</p>
--	--	--

<p>4</p> <p>(5) 今後の重要物品の適切な管理、有効活用を推進する上での検討点</p> <p>② 有効活用の一層の推進のために適時処分・再利用を推進するために</p> <p>【意見】</p>	<p>有効活用のための使用状況を、毎年、全件調査することのコストと有効活用を生かすベネフィットのバランスをとるためには、再利用や有効活用の可能性があるものだけに限定して、有効活用を検討するように仕組みを見直すことが現実的、かつ効果的である。現状では、取得時に有効活用の可能性等の登録はなされていないが、物品管理システムへ登録する等、現物管理・有効活用のために検討すべきである。</p>	<p>具体的な共用場所の物品管理システムへの入力や、備品配置図の作成等により、使用状況確認に係る事務負担の軽減を図るとともに、県の会計事務に関する職員向け広報誌「ニューズレター」等により、物品管理システムに耐用年数を入力するよう周知し、耐用年数経過時において有効活用の検討を行うこととした。</p>
---	--	---

<p>5</p> <p>(5) 今後の重要物品の適切な管理、有効活用を推進する上での検討点</p> <p>② 有効活用の一層の推進のために</p> <p>イ 使用状態の見直し指標の導入</p> <p>【意見】</p>	<p>(P213)</p> <p>有効活用を推進するためには、いつ、どのような状態となった場合に、県有財産としての利用をやめ、処分又は管理換等の有効活用を図るのかといった、いわば「出口基準の整備」も、今後は設定すべきである。(P213)</p>	<p>平成25年2月に予定されている「物品管理・調達事務でニューアル」の改訂時にあわせ、遊休物品の定義や不用品決定する場合の基準について、新たに整理・追加することとした。</p>
--	--	---

<p>6</p> <p>(5) 今後の重要物品の適切な管理、有効活用を推進する上での検討点</p> <p>② 有効活用の一層の推進のために</p> <p>ウ 未利用財産の活用を図るための重点財産の設定</p> <p>【意見（提言）】</p>	<p>有効活用を徹底する重要物品として車両を設定し、全件について年度末での棚卸及び未利用状態になった場合の職員ポータルサイトへの登録を義務付ける等の対応が望まれる。徹底活用を図るためには、重要物品種目はそのすべてを特定の部署で一元管理する方法もある。いずれにせよ、重点物品を設定し有効活用に向けたメリハリある対応が望まれる。(P214)</p>	<p>未利用状態となった自動車を職員ポータルサイトへ登録する場合は、それ以外の物品とは明確に区別して掲載することとした。</p>
--	--	--

○宮城県監査委員告示第13号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人が行った平成22年度の包括外部監査の結果に基づき同法第252条の38第6項の規定により宮城県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
 平成24年12月25日

宮城県監査委員 安 藤 俊 威
 宮城県監査委員 菅 間 進
 宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門

宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

第1 監査結果の報告

平成22年度の包括外部監査の結果（県有財産の有効利用について）については、平成23年3月29日に包括外部監査人から報告があり、同年4月22日付けで公表した。

第2 通知のあった日

平成24年11月22日

第3 包括外部監査の結果に基づき又は結果を参考として講じた措置

5. 県営住宅及び県職員宿舎以外の県有財産の活用状況

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成22年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措置の内容
1	(6) 処分方針未定の未利用財産 ① 未利用地の個別検討 ウ 旧栗原農業高等学校跡地及び山林 【意見】	農業高校が演習林として使用していた山林については、早期処分に向けて取り組むことが必要である。 (P166)	演習林として使用していた山林については、境界確定等の整備が整っていないことから、境界確定等に向けた条件整備に努める。 今後、売却に向けて、復興需要の可能性を含め庁内外から意見を聴取することにした。

6. 重要物品の活用状況

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成22年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措置の内容
1	(3) 重要物品の現地調査結果 ③ 宮城県美術館の現地調査結果 エ 調査結果 【意見】	収蔵品管理カードの集計には表計算ソフトを利用しているが、現状の表計算ソフトでの管理では、データの安全性が確保されていないのではないかと。美術品管理専用のソフトウェア・システムの導入も、今後の検討課題である。なお、仮に美術品管理専用ソフトウェア等を導入しない場合、美術館外のデータ保管場所でのバックアップ等を図ることが、より安全な管理の	画像入力、外部からの検索ができる美術品管理専用ソフト「収蔵品管理システム」を平成24年度中に導入予定である。

ために適切である。
(P198)

○宮城県監査委員告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人が行った平成23年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
平成24年12月25日

宮城県監査委員 安 藤 俊 威

宮城県監査委員 菅 間 進

宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門

宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

第1 監査結果の報告

平成23年度の包括外部監査の結果（過去の包括外部監査結果に対する措置状況について）については、平成24年3月26日に包括外部監査人から報告があり、同年4月24日付けで公表した。

第2 通知のあった日

平成24年12月11日

第3 包括外部監査の結果に基づき又は結果を参考として講じた措置

・ 監査の結果と意見

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成23年度包括外部監査 結果報告書のページ)	措置の内容
1	1. 外部監査制度の概要と措置について (3) 宮城県における包括外部監査の課題について 【指摘】	措置の取扱いに関する規程がないため、措置内容についての定義が不十分である。また、措置を講じないと判断する基準等を明確にしておくべきである。 (P31)	平成24年12月に「包括外部監査における監査結果の取扱い」を定め、その中で措置内容の取扱い(措置済、検討中、措置しない)を判断する基準を明確にした。
2	1. 外部監査制度の概要と措置について	「検討する」等をもって措置を講じたと判断しているケースが多いが、「検討する」等という内容	何らかの改善などを行った事実をもって、「措置済」と判断するよう措置内容の取扱い基準を作成

<p>③ 宮城県における包括外部監査の課題について</p> <p>【指摘】</p>	<p>では措置を講じたことにはならない。実効性のある対応のためには、問題先送りにならないよう措置方針や措置計画を立て、実施期限等の進捗管理を行っていくことが必要である。</p> <p>(P 31)</p>	<p>するとともに、検討中のものについては、管理用個票を作成し、定期的に対応状況を確認することとした。</p>
<p>3 1. 外部監査制度の概要と措置について</p> <p>③ 宮城県における包括外部監査の課題について</p> <p>【指摘】</p>	<p>「検討する」ことをもって措置を講じたと認識していたにも関わらず、検討の結果、措置を講じない判断したケースにおいて、担当者の異動等により、なぜそういう結論に達したかの十分な説明を受けることができなかった。措置を講じないと判断した根拠等について、十分に説明責任を果たせるように記録しておく必要がある。</p> <p>(P 31)</p>	<p>措置しないものについては、県としてそのように判断するに至った過程や具体的な理由などを明確にしたうえで、組織として記録を保存するよう取扱いを統一した。</p>
<p>4 1. 外部監査制度の概要と措置について</p> <p>③ 宮城県における包括外部監査の課題について</p> <p>【指摘】</p>	<p>措置を講じないと判断せざるを得ない場合もあると理解するが、措置を講じないと判断した場合の、その後の検証体制が十分でない。措置を講じない場合は、制度上、公表する義務はないことから、例えば、監査委員事務局の定期監査における確認方法の検討等が必要である。</p> <p>(P 32)</p>	<p>「検討中」及び「措置しない」としたものについては、監査委員事務局へ参考通知し、監査委員事務局で実施する定期監査の際に措置しない項目について事後検証を行うことがあることを明示した。</p>
<p>5 1. 外部監査制度の概要と措置について</p> <p>③ 宮城県における包括外部監査の課題について</p> <p>【指摘】</p>	<p>指摘又は意見に対して措置を講じた場合であっても、その対応策の効果は期待どおりに得られるとは限らない。したがって、PDCAサイクルの管理手法により、措置に対する事後評価を実施して、実効性を高める必要がある。</p> <p>(P 32)</p>	<p>措置済の項目に対するその後の事後評価については、事案によって異なることから具体的なルール化はしないが、担当課において必要に応じて事後評価を行うこととした。</p>
<p>6 3. 宮城県の直近</p>	<p>指摘及び意見には、重要性が相</p>	<p>何らかの改善などを行った事実</p>
<p>4年間の監査結果に対する措置状況</p> <p>(1) 平成17年度 (その1)</p> <p>【意見】</p>	<p>対的に高いものと低いものがある。また、すぐに対応可能なものもあれば、様々な制約により対応に時間がかかるものもある。措置年度をスケジュールし計画的に対応することが必要である。</p> <p>(P 56)</p>	<p>をもって、「措置済」と判断するよう措置内容の取扱い基準を作成するとともに、検討中のものについては、管理用個票を作成し、定期的に対応状況を確認することとした。</p>
<p>7 3. 宮城県の直近4年間の監査結果に対する措置状況</p> <p>(1) 平成17年度 (その1)</p> <p>【意見】</p>	<p>① 措置を講じない場合には、包括外部監査の指摘や意見の趣旨をしっかりと理解した上で、措置を講じないという判断に至ったプロセスや理由など、十分な説明責任を果たせるようにしておくべきである。</p> <p>(P 56)</p>	<p>措置しないものについては、県としてそのように判断するに至った過程や具体的な理由などを明確にしたうえで、組織として記録を保存するよう取扱いを統一した。</p>
<p>3. 宮城県の直近4年間の監査結果に対する措置状況</p> <p>(1) 平成17年度 (その1)</p> <p>【意見】</p>	<p>② また、現状での県の対応で十分と判断する場合には、県の対応について、実効性が確保されているか事後検証することが望ましい。</p> <p>(P 56)</p>	<p>「検討中」及び「措置しない」としたものについては、監査委員事務局へ参考通知し、監査委員事務局で実施する定期監査の際に措置しない項目について事後検証を行うことがあることを明示した。</p>
<p>8 3. 宮城県の直近4年間の監査結果に対する措置状況</p> <p>(1) 平成17年度 (その2)</p> <p>【指摘】</p>	<p>対応に時間を要することが想定されているものは、検討した結果により、措置を講じることか判断を行うようスケジュール管理すべきである。</p> <p>(P 67)</p>	<p>何らかの改善などを行った事実をもって、「措置済」と判断するよう措置内容の取扱い基準を作成するとともに、検討中のものについては、管理用個票を作成し、定期的に対応状況を確認することとした。</p>
<p>9 3. 宮城県の直近4年間の監査結果に対する措置状況</p> <p>(3) 平成18年度</p> <p>【指摘】</p>	<p>① 「検討することとした」ことをもって措置を講じたとしているものがあるが、この時点では、指摘及び意見に対する対応は完了しておらず、実態として措置が講じられていないものがある。</p>	<p>何らかの改善などを行った事実をもって、「措置済」と判断するよう措置内容の取扱い基準を作成した。</p>

<p>3. 宮城県の直近4年間の監査結果に対する措置状況 ③ 平成18年度【指摘】</p>	<p>(P73) ② また、その後の検討の結果、最終的には措置を講じないとの判断に至ったと思われるが、検討過程の資料が見当たらず、措置を講じないと判断した合理性が判断できないものがあった。十分な説明責任を果たせるよう適切に記録、保管しておくべきである。 (P73)</p>	<p>措置しないものについては、県としてそのように判断するに至った過程や具体的な理由などを明確にしたうえで、組織として記録を保存するよう取扱いを統一した。</p>
<p>10 3. 宮城県の直近4年間の監査結果に対する措置状況 ③ 平成18年度【指摘】</p>	<p>指摘等に対して措置を講じない場合は、その理由や包括外部監査人との見解の相違等に関する十分な説明責任を果たせるようにしておくべきである。 (P74)</p>	<p>措置しないものについては、県としてそのように判断するに至った過程や具体的な理由などを明確にしたうえで、組織として記録を保存するよう取扱いを統一した。</p>
<p>11 3. 宮城県の直近4年間の監査結果に対する措置状況 ④ 平成19年度【指摘】</p>	<p>「検討していく」、「指導していく」、「協議していく」等の内容で措置を講じたとしているものが多数ある。この時点では、具体的な客観的に対応した事実は何もない。本来は対応が完了した時点をもって判断すべきである。 (P84)</p>	<p>何らかの改善などを行った事実をもって、「措置済」と判断するよう措置内容の取扱い基準を作成した。</p>
<p>12 3. 宮城県の直近4年間の監査結果に対する措置状況 ④ 平成19年度【指摘】</p>	<p>すべての指摘及び意見について措置を検討すべきであり、網羅性に留意する必要がある。 (P84)</p>	<p>指摘及び意見の内容について、報告書の中に指摘及び意見の一覧表を掲載してもらうことや、複数人で確認を行うなどにより、検討対象の漏れがないように工夫する。</p>
<p>13 3. 宮城県の直近4年間の監査結果に対する措置状況 ④ 平成19年度</p>	<p>指摘及び意見には、重要性が相対的に高いものと低いものがあるし、すぐに対応が可能なものもあるれば、様々な制約により対応に時間がかかるともあるため、県は、</p>	<p>何らかの改善などを行った事実をもって、「措置済」と判断するよう措置内容の取扱い基準を作成するとともに、検討中のものについては、管理用個票を作成し、定</p>
<p>【意見】</p>	<p>指摘及び意見の内容を検討し、措置を講ずる年度の目標を立てて計画的に対応する必要がある。 (P84)</p>	<p>期的に対応状況を確認することとした。</p>
<p>14 3. 宮城県の直近4年間の監査結果に対する措置状況 ④ 平成19年度【意見】</p>	<p>競技人口が少くないスポーツの競技施設の廃止、無償譲渡又は利用料金の引き上げに関する意見に対して、廃止や引き上げ等の措置を講じていないが、措置を講じないことに関する県民への説明責任を果たすためには、県の「競技人口の多寡により評価するものではない。」とする基本スタンスを明示し、包括外部監査人の意見への対応を、早期に、かつ明確に示す必要がある。 (P84)</p>	<p>措置しないものについては、県としてそのように判断するに至った過程や具体的な理由などを明確にしたうえで、組織として記録を保存するよう取扱いを統一した。</p>
<p>15 3. 宮城県の直近4年間の監査結果に対する措置状況 ⑤ 平成21年度【指摘】</p>	<p>例外的に措置を講じないと判断される場合があるが、措置を講じないと認める判断基準が明確でない。包括外部監査人の指摘及び意見の趣旨に反して措置を講じないことが容認される恐れがあるため、判断基準を明確にしておくべきである。 (P96)</p>	<p>包括外部監査の結果については、県として真摯に受け止め、指摘等の全てについて対応を検討するものの、措置を講じるか否かの判断基準が一律ではないことから、基準を定めることはしないが、対応区分(措置済、検討中、措置しない)の定義の明確化及び、措置しない場合の理由の明確化を図った。</p>
<p>16 3. 宮城県の直近4年間の監査結果に対する措置状況 ⑤ 平成21年度【意見】</p>	<p>「措置を講じない」としているものであっても、指摘や意見どおりの対応より、より有効な方法や効率的な方法がある場合等には、措置を講じたと認識して、その内容を広く県民に公表する方がより実効性のある対応と考える。 (P97)</p>	<p>包括外部監査の結果を参考にし、より有効な方法等により措置を講じた場合には、地方自治法の規定により監査委員に通知することとなり、広く県民に公表されることになる。</p>
<p>17 3. 宮城県の直近4年間の監査結果</p>	<p>現状では、措置を講じないことについての妥当性が客観的に検証</p>	<p>措置しない理由を記録すること、及び措置しないものについて</p>

<p>果に対する措置状況 ⑤ 平成21年度【指摘】</p>	<p>されていないと言わざるを得ない。措置を講じないことの妥当性を評価するシステムの構築が必要である。 (P 97)</p>	<p>も監査委員事務局へ参考通知することにより、監査委員事務局において実施する定期監査において、措置しない項目について事後検証を行うことがあることを明示した。</p>
<p>18 3. 宮城県の直近4年間の監査結果に対する措置状況 ⑤ 平成21年度【指摘】</p>	<p>措置を講じないとしている場合で、当時の担当者の異動等のため、包括外部監査人との見解の相違に関する内容に関して明確な回答が得られなかった。措置を講じない場合については、その理由だけでなく、結論に至った過程についても適切に記録し、引継ぎがなされるよう対応すべきである。 (P 98)</p>	<p>措置しないものについては、果としてそのように判断するに至った過程や具体的な理由などを明確にしたうえで、組織として記録を保存するよう取扱いを統一した。</p>
<p>19 3. 宮城県の直近4年間の監査結果に対する措置状況 ⑤ 平成21年度【指摘】</p>	<p>措置を講じたとしているが、実際の対応がなされていないものがある。報告書の提出から1年半以上が経過しており、時期的には対応が可能と考えられる。対応がなされていないものについては、優先度の高い項目から順次実施していくスケジュール表を作成するなどとして、今後の実施状況を継続的にフォローしていく必要がある。 (P 98)</p>	<p>何らかの改善などを行った事実をもって、「措置済」と判断するよう措置内容の取扱い基準を作成するとともに、検討中のものについては、管理用個票を作成し、定期的に対応状況を確認することとした。</p>

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第八号
常盤自動車道真庭事件について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定に基づき送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるのので、出頭の上その交付を受けてください。
平成二十四年十二月二十五日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 一 送達すべき書類
平成二十四年十二月十七日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書
- 二 送達を受けるべき者
宮城県亘理郡山元町真庭字新田一番十及び一番十一の土地の次の持分に係る所有者
持分八一分の二
氏名及び住所不明
ただし、登記名義人故佐藤耕助の孫である故 Lillian Koko Kaneshiro の長男故 Howard Masao Sumida の子又はその相続人

正 誤

○宮城県公報第二四〇〇号（平成二十四年十月十九日付け）中
ページ 二二 段 上 行 後ろから七
正 誤
栗原市花山字本沢早坂四三の 栗原市（次の図に示す部分に限る。）
一、字草木沢荒谷裏一一一、一一三
一四の一、二〇、字本沢天ヶ沢一
〇〇一、一一の一、一五の二から
一五の四まで、字本沢沼山五七、
字本沢合道二の二（次の図に示す
部分に限る。）一一〇、一一一